

青色申告⑤ ～けったいな推計課税～

今回も、青色申告の主な特典の続きを見ていきます。



VI 家事関連費

個人事業主の方は自宅で仕事をしたり自家用の車を事業で使っていたりすることも多いと思います。そのような自家用部分と事業部分が混在する経費（固定資産税・光熱費・ガソリン代など）を家事関連費と言います。

この家事関連費は、次の2つの場合に経費に入れることができます。

- ①「主たる部分（50%超）が業務の遂行上必要でその必要な部分が明確に区分できる場合」
- ②「青色申告者の家事関連費のうち取引の記録に基づいて業務の遂行上必要であることが明確である場合」

上記によれば、青色申告者の場合は業務上必要な部分が50%以下であっても経費に入れることが出来るという点が特典といえますが、通達には「業務の遂行上必要な部分が50%以下の場合でも必要な部分が明確に区分が出来る場合には経費に入れても良い」とあり、青色申告による特典という意味合いは薄れている感もあります。しかし業務の遂行上必要な部分を明確にするためには、帳簿への記載や書類の保存をする必要がありますので、青色申告をしている方にはアドバンテージのある規定と言うことが出来るでしょう。

一般的に家事関連費を経費に入れる時は按分割合というものを使いますが、按分割合はどのように計算しましょうという決まりはありません。合理的に計算したものを按分割合として使います。一般的には床面積や使用時間を基に計算します。

VII 繰越控除・繰戻還付

損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額（純損失の金額）があるときには、その損失額を翌年以後3年間にわたって繰り越して、それらの各年分の所得金額から控除することが出来ます。

また、前年も青色申告をしている場合は前記に代えて、その損失額を生じた年の前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることもできます。

白色申告の場合は、変動所得の損失と被災事業用損失の場合のみ適用を受けることが出来ます。

VIII 推計課税

《ケース1》

ちゃんと確定申告しているラーメン屋Aさん。しかし税務署から見るとどうもその内容が疑わしい。そこで税務調査となり『割り箸やおしぼりから推定すると1日の来客数は150人、平均客単価は1,000円やから日商は15万円。営業日数が月30日で月商が450万円。原価率が30%

（粗利益率70%）やと粗利益は315万円。なんやかんやで経費が100万円はかかるやろうから差し引くと利益は215万円。それが12か月で2,580万円の利益や。それで5年間遡って申告し直してもらえまっか』

《ケース2》

ずっと無申告だった八百屋Bさん。とうとう税務調査が入り『預金通帳を見ると去年1年間で600万円増えとるやん。生活費や社会保険なんかで年400万円は使うとるやろうから、引く前の増加額が利益ということでよろしいでっしゃろ？ほな、毎年1,000万円の利益として7年間分の税額を決定するさかいに』

どう思いますか？横暴な感じがしますね。このような方法により所得を認識する方法を推計課税といいます。しかし、この推計課税は青色申告者に対しては許されていません。信頼できる帳簿を備え付けているからです。じゃあ青色申告ならいい加減にやっけてもいいかかというと、答えはノーです。遡って青色申告を取り消した上で推計課税されてしまうからです。いずれにしてもちゃんとやらないといけないということですね。



ラーメン屋A『ふんっ・スープの隠し味をすべて“推計”できたら認めたるわ』